

# 協会等による交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金実施要領

令和5年7月20日制定

令和6年12月24日最終改定

## （通則）

第1条 この要領は、一般社団法人福井県トラック協会（以下「協会」という。）が、実施する交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

## （目的）

第2条 原油価格高騰の影響により、経営に大きな影響が生じているトラック事業者に対し、燃料価格高騰分を支援することで、物流サービスの確保・維持を図る。

## （補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- （1）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、福井県内に本社を置く者
- （2）トラック事業者として、引き続き事業を実施する意思があること
- （3）申請時点において、県税および地方消費税の滞納がない者であること
- （4）令和6年4月1日から申請日までの間に、事業の停止処分を受けていない者であること

## （補助金の額および車両区分）

第4条 補助金および車両区分の額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 補助対象車両は、開業日に応じた令和6年4月1日、令和6年10月1日、令和7年1月1日のいずれかの時点で補助対象者が使用している車両のうち、福井県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供する自動車とする。ただし、霊柩車、二輪車および被けん引車は除く。営業用特種用途自動車で貨物自動車に類するもの（冷蔵冷凍車等）については、普通・小型・軽自動車の区分に応じて補助額を決定する。

3 車両の数の算定にあたっては、開業日に応じた令和6年4月1日、令和6年10月1日、令和7年1月1日のいずれかの時点で使用している車両とし、申請日までの間に減車した車両については、代替車両がある場合は対象とするが、減車のみ場合は対象外とする。

## （補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）を協会に提出するものとする。

- （1）補助金対象車両の自動車検査証または自動車検査証記録事項の写し
- （2）対象車両一覧表（様式第2号）

- (3) 補助金の振込先口座の通帳の写し（名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）  
（協会に通帳の写しを提出済の場合は省略できる）
- (4) 地方消費税の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」または「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことを証明するものかつ、2か月以内に発行されたもの）
- (5) その他協会が必要と認める書類

#### （交付決定）

第6条 協会は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するとともに、補助金を補助対象者に支払うものとする。

#### （補助金の返還）

第7条 協会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

#### （補助事業の経理）

第8条 交付決定を受けた補助対象者は、補助金に係る経理を明確にするるとともに、会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

#### （立入検査）

第9条 協会は、補助金交付事業の適正を期するため、必要に応じて補助対象者に対して報告させ、または協会等が指定する者により、補助対象者の事務所等に立ち入り関係書類等を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

#### （その他）

第10条 この実施要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この実施要領は、令和5年7月20日から施行する。

この実施要領は、令和5年12月20日から施行する。

この実施要領は、令和6年12月24日から施行する。

別表1（4条関係）

区分	1台当たり補助額			区分の説明	
	基準日 (開業日以降最も早い基準日を適用)			自動車検査証の記載事項	
	令和6年4月1日	令和6年10月1日	令和7年1月1日	自動車の種別	用途
普通車	30,000円	15,000円	7,500円	普通	貨物特種
小型車	8,000円	4,000円	1,900円	小型	貨物特種
軽自動車	5,000円	2,500円	1,100円	軽自動車	貨物特種

※開業日以降最も早い基準日の時点で補助対象者が使用し、福井県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供する自動車。ただし、霊柩車、二輪車、被けん引車は除く。

※営業用特種用途自動車で貨物自動車に類するもの（冷蔵冷凍車等）の区分については、自動車検査証に記載された「自動車の種別」（普通・小型・軽自動車）とする。

一般社団法人福井県トラック協会会長 様

申請者

住 所	〒
氏名または名称 法人にあっては 代表者職氏名	
電 話 番 号	

## 交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金実施要領第5条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。また、下記の誓約事項について誓約します。

## 1 補助金申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

## 2 補助金振込先口座

本補助金については、以下の金融機関の口座に振り込み願います。

金融機関名		支 店 名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口座番号 (右づめ)	
フリガナ			
口座名義			

## 3 誓約事項

- ・本申請書をはじめ、その他提出書類に記載した事項については、事実と相違ありません。
- ・申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の返還に応じるとともに、返還日までの延滞金を支払います。
- ・県税の納税状況について、県税事務所が協会および県交通まちづくり課に対し情報提供することに同意します。
- ・協会および県から、検査・報告、是正のための措置の求めがあった場合はこれに応じます。
- ・申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請者の経営に事実上参画していません。

## 【添付書類】

- ・補助対象車両の自動車車検証または自動車検査証記録事項の写し
- ・対象車両一覧表（様式第2号）
- ・地方消費税の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」または「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことを証明するものかつ、2か月以内に発行されたもの）
- ・補助金の振込先口座の通帳の写し（名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）

様式第3号

第 号  
年 月 日

様

一般社団法人福井県トラック協会会長

**交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金交付決定通知書**

年 月 日付けで申請のあった交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金については、交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金実施要領第6条の規定に基づき、下記のとおり支給することを決定しましたので、通知します。

記

- 1 交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金の額

円